落札者決定から運営開始までのスケジュール (イメージ)

	事業契約関係	融資契約関係	設計・工事関係	建築基準法関係	廃掃法関係	河川法関係
H15 10月	落札者決定	融資				
	基本協定締結	融資契約協議				
12月	SPC設立		設計	事 光阳数	事前知較	東流物業
	事業契約締結	直接協定協議		事前調整	事前調整	事前協議
H16 3月	(1)	議				
H16 4月					施設設置許可申請	工作物の新築 等許可申請
					施設設置	工作物の新築
					許可証交付	等許可証交付
				建築確認申請		
				建築確認通知		
			建設工事設置工事			
			完成検査			
					使用前検査	
		融資実行			処理業 許可申請	
			±+/=±-++		処理業	
	(2)		試運転実施		許可証交付	
H18 3月	完工確認					
H18 4月	完工確認通知交付・所有権移転・運営開始					
	(3)					

- 1 契約締結と同時に契約保証金の納付が必要。(契約保証金免除の場合はそれを証する書類の提出)
- 2 県企業庁による完工確認の際には運営に必要となる許認可を全て取得していることが必要。
- 3 完工確認通知の交付日、所有権の移転日及び運営開始日は平成18年4月1日とする。
- 4 直接協定の協議開始以前に、事業者と金融機関の間でローン契約についてほぼ合意ができていることが必要。
- (注)この表は、本件事業において特に注意を要する許認可等を整理したものであり、本件事業において必要となる全ての法手続きを 網羅しているものではない。また、想定される手続きの流れを参考に示したもので、正確なスケジュールを示したものではない。